

総 会 議 事 録

令和5年1月

令和5年1月12日(木)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和5年1月12日(木)
開 会 午前9時30分、閉 会 午前9時56分
場 所 宮津市中央公民館 大会議室

農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、和久田 二三代、久保添 公哉、
関野 掲司、宮崎 健治、宮崎 正之、山田 正明、松本 聡、
吉田 雅典、吉田 進、小山 有美恵、細井 康、石田 弘司

14名

欠席 なし

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、宮前 善有、糸井 久和、
瀬戸 享明、溝口 喜順、垣根 敏孝、荻野 雅章

8名

欠席 平野 信也

1名

欠員 和田 隆

1名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 日程第3 議案第2号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第4 議案第3号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

〔関野会長〕 ただ今から、令和5年1月定例総会を開会いたします。

本日の出席者は23名中22名です。欠席は平野委員の1名です。よって総会は成立いたします。それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。久保添委員、宮崎正之委員にお願いいたします。

次に日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可に

ついて」を議題とします。事務局より、提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。お手元の資料の3頁を御覧ください。新年になりまして最初の案件ということで議案第1号になります。「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったことについて議決を求めます。1件ございます。

農地の所在は大字日置※※番、登記地目は田、面積は※※㎡です。譲渡人は※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様です。譲渡人の申請事由につきましては、高齢により農地の維持管理が困難になったためです。譲受人の申請事由につきましては、農業経営を拡大するためです。

具体の場所につきましては4頁に地図を添付しております。上の地図になります。図面左が日置上地区、右下が浜地区となっております。申請の農地は日置上地区の端、一団の農地の一部で世屋川付近となっております。資料により御確認をお願いいたします。地図の下が現地の写真となっております。申請の農地は写真に写っておりますハウス2棟の部分となっております。以前から利用権設定により別の耕作者がこのハウスでストックなどを栽培されておりますが、所有者の高齢化により財産整理を検討され、一旦はこの耕作者への売買の相談もあったそうですがまとまらず、今回の譲受人の※※様が当該農地を購入し現在の状態のまま営農を引継ぎたいとのことでした。

次に5頁に許可申請に係る調査書を添付しております。調査書の最初にありますが、第2項第1号ですが、所有する農地を適正に管理できるかという点につきまして、譲受人の農作業の従事状況等から申請農地を含めた全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれました。第2項第5号の下限面積につきましては、経営農地の面積が※※aあり基準の30aを超えております。その下の第2項第7号の地域の調和につきましては、12月26日に地区担当の吉田進委員及び瀬戸推進委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。地域の周辺農地との調和につきましては、譲受人は現在の耕作者と知合いで、当該農地の耕作について適正に管理されていることから、今後も周囲に特段の影響を及ぼすことはないものと考えられました。議案第1号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員の吉田進委員から補足説明をお願いします。

〔吉田進委員〕 先程事務局から報告がありましたとおり、確認もいたしまして、何ら異議を申し上げることはございません。以上です。

〔関野会長〕 これより、議案第1号について質疑に入ります。御意見等のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第1号については許可してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第1号については、許可します。次に日程第3、議案第2号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 6頁をお願いします。議案第2号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。4件ございます。1番です。土地の所在につきましては大字溝尻※※番、登記地目は畑、面積は※※㎡となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様、非農地の事由につきましては平成10年頃から耕作していないということです。2番です。土地の所在につきましては大字畑※※番、登記地目は畑、面積は※※㎡となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様で非農地の事由につきましては昭和35年以前から耕作していないということです。3番です。土地の所在につきましては大字長江※※番ほか10筆、登記地目は畑が4筆と田が7筆、面積は合計で※※㎡となっております。所有者は※※にお住まいの※※様となっております。非農地の事由につきましては昭和の頃から耕作していないということです。裏面の7頁から9頁になりますが4番です。土地の所在につきましては大字長江※※番ほか20筆、登記地目は畑が11筆と田が10筆、面積は合計で※※㎡となっております。所有者は※※にお住まいの※※様となっております。非農地の事由につきましては昭和の頃から耕作していないということです。

具体の場所につきましては、10頁と裏面の11頁に地図を添付しております。1番の案件になります。溝尻集落の端で中野集落との堺付近の国道沿いとなっております。国道を挟んだ向かいがガソリンスタンドで山手がメモリアルホール及び溝尻地区の墓地となっております。次に下の2番の畑になります。畑集落内の中央付近で市道沿いの民家となっております。次に裏面の11頁をお願いします。どちらも長江の地図になりますが、上が3番で下が4番になります。図面右が北

となっております。

位置的には地図の下の方に長江集落を示しておりますが、集落手前の山間地付近になります。※※番、※※番及び※※番につきましては、国道から 150mほど山へ入った所になります。地図の中央にあります※※番ほかにつきましては、国道から山道を 500mほど登ったところになります。途中山道が崩落しており現地へは到達できておりません。図面右下の※※番ほかにつきましては、長江集落の山手 50 から 100m 付近の谷間となっております。次の 4 番につきましては、図面中央の下付近に長江公民館と表記しておりますが、先程の 3 番と重複した区域となっておりますが、全体的に集落の裏手となっております。図面左から※※番ほか 4 筆ですが、国道から 150m 程山道に入った道沿いの谷間となっております。その 50m 奥に※※番、※※番の 2 筆となっております。次に中央付近の下ですが、※※番、※※番及び※※番の 3 筆になりますが、ここは長江集落のすぐ裏の山手となっております。ほかの農地につきましては、図面右下から中央上に向かって蛇行して伸びております山道に沿って点在しております。資料により御確認をお願いいたします。

次に 12 頁をお願いします。現地写真を添付しております。上の 1 番が溝尻の案件となっております。申請の農地は手前の畑と奥のコンクリートの構造物の間の細長い部分となります。永年耕作されておらず一面ススキやつる植物のクズが根を張っておりました。時々草刈はされているようですが、冬以外は雑草が群生しているとのことでした。下の写真が 2 番の畑になります。写真に写っております民家の敷地が申請の土地となっております。昭和 35 年に建築されたとのこと、その頃から耕作されていないとのことでした。なお、農地に住宅が建っていることから違法転用の状態となっておりますが、建築から 20 年以上が経過していることから始末書などの提出は求めておりません。次に下の写真が 3 番の長江の写真になります。地図先程の 11 頁の地図上で左側に 3 筆がまとまった部分となっております。写真のとおり永年耕作されておらず山林原野化が進んでおりました。申請農地を点線で囲っておりますが、3 番及び 4 番の長江全体についてになりますが、山林原野化が進み農地として形状を残していないため境界線の確定が出来ていない場所がほとんどですが御了承をお願いいたします。次に裏面 13 頁の左上が 3 番の長江※※番ほかの写真となります。11 頁の地図では中央付近の 5 筆になりますが、先程地図の説明でも申し上げましたが山道が途中で崩落しており進めない状態となっていたことから、30m 程手前での撮影となっております。写真は該当農地付近となっております。次に 13 頁の右上の写真が※※番ほかとなっております。11 頁の地図では集落の山手の谷間となっております。写真のとおりススキや熊笹が群生しておりました。次に 4 番になります。中央左の※※番ほかの写真になります。位置的には 11 頁下の地図になりますが地図の中央上付近に

なります。山際の立入り困難な場所ではありましたが、比較的田としての形状を留めておりました。それでも永年耕作されておらず雑草が群生しておりました。次の右が※※番ほかで 11 頁の地図では中央の上付近になります。写真のとおりススキが群生しておりました。次に 13 頁下 2 枚が地図上の左側の※※番ほかと※※番ほかになります。※※番ほかにつきましては山側になりますが、平地部では熊笹と山際には竹藪が群生している状態でした。右の写真※※番ほかにつきましては先程の場所より少し下りた谷間の平地ですが、雑草や雑木が生え山林原野化が進んでおりました。次の 14 頁をお願いします。※※番ほか 2 筆になりますが、11 頁の地図では中央下の集落付近になりますが写真は集落から山手を見上げた形になります。手前から奥につれて※※番、※※番及び※※番となっております。いずれもススキが群生しておりました。次に右の写真が※※番になります。11 頁の地図で中央を蛇行して国道から山へ伸びる山道沿いとなっております。※※番は集落からの入口付近となっております。写真のとおり熊笹が群生しておりました。次に 14 頁中段の写真※※番になりますが先程の場所から山側へ進みましてその上になります。写真のとおり永年放置され竹林となっております。次に中段右の写真が※※番ほかになります。11 頁の地図上では先程の※※番の奥になります。写真のとおり農地であった形跡は見られますが一面雑草が群生しておりました。最後※※番になります。11 頁の地図では右下に示しておりました。山道が途中で途切れ立入りも困難な場所であり、農地としての形跡も残っていない状況で写真のとおり森林となっております。資料により御確認をお願いします。議案第 2 号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して地区担当委員から補足説明をお願いします。1 番は吉田雅典委員、2 番は小山委員、3 番及び 4 番は細井委員から報告をお願いします。

〔吉田雅典委員〕 去る 12 月 27 日に事務局 2 名と私とで現地確認を行いましたので、報告させていただきます。場所は、国道の北側で市道の東側にあたる所です。平成 10 年頃から耕作していないということで、写真で見ると比較的何も無いような感じに見えますけども、ススキやクズの根が張っており夏から秋は雑草が群生していたということで非農地としての判断をいたしました。以上です。

〔小山委員〕 12 月 26 日に現地確認を行いました。12 頁の写真のとおり住宅が建っておりまして、ずっと宅地となっております。農地としては利用できないことを確認しました。

〔細井委員〕 先月の12月26日の午後から事務局2名と垣根推進委員及び私の4名で現地確認に行きました。この写真にもありますとおり12月20日かなりの降雪があり除雪等も出たと、その2日後にも降雪があり国道、府道、市道に除雪が入ったというような状況の下で26日に現地確認を行っております。事務局の説明にもありました様に、里道、山の道こういった所にもかなりの降雪があり、また一部は崩壊していると、その上に現地に赴きましたが、現地まで到達することが不可能でございました。そういった気象条件等を勘案し、手元の資料のとおり地図と写真、それと付近から確認をしたところ正に山林原野化している、これは非農地にせざるを得ないという判断をいたしました。以上でございます。

〔関野会長〕 これより、議案第2号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第2号については、承認してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第2号については、承認とします。次に日程4、議案第3号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 資料の15頁をお願いします。議案第3号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」になります。1件ございます。中間管理機構を介した貸借となっております、貸手と借手が先に決定しておりますので一括方式での提案となっております。農地は江尻地区の水田が4筆、面積は合計で※※㎡、耕作者は※※にお住まいの※※様となっております。土地所有者の※※様が高齢に加え、足の具合が悪くなってきたことから耕作が困難となり、この秋から耕作者を探されていたようです。貸借期間は5年で公告日は令和5年1月20日となっております。詳細につきましては、資料により御確認をお願いいたします。議案第3号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第3号について質疑に入ります。何か御意見等ございま

せんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第3号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第3号については決定とさせていただきます。以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後の頁に先の役員会で行われました専決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願いいたします。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 関 野 揚 司

委 員 久保 泰 公 武

委 員 高 崎 正 之

記 録 者 小 西 正 樹

